

# 区画整理だより

一宮大木土地区画整理組合発行  
平成19年7月1日 第7号

炎暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る、3月28日に第5回総代会（総代55名中52名出席）が開催され、合併に伴う定款の一部改正をはじめ7議案が賛成多数で可決されました。組合員の皆様方にご報告いたしますとともに、平成19年度予算及び事業実施予定についてお知らせいたします。

## ○ 議決議案

議案番号	議 案 名
1 1	定款の一部変更について
1 2	処務規程の一部変更について
1 3	会計規程の一部変更について
1 4	工事請負委託業務規程の一部変更について
1 5	旅費基準の一部変更について
1 6	平成18年度収入支出補正予算について
1 7	平成19年度収入支出予算について

議案番号11(定款の一部変更)の変更内容と理由は、次のとおりです。

### 1. 市町合併による変更

第3条・・・市町合併に伴い、施行地区に含まれる地域の名称を「宝飯郡一宮町大字大木字新町通、字荒屋及び宝飯郡一宮町大字一宮字下新切の各一部」から「豊川市大木町新町通、荒屋及び一宮町下新切の各一部」に変更する。

第5条・・・市町合併に伴い、組合の事務所を「宝飯郡一宮町一宮豊1番地」から「豊川市一宮町豊1番地」に変更する。

第86条・・・市町合併に伴い、組合の公告の掲示所を「事務所及び一宮町役場」から「事務所及び豊川市役所」に変更する。

### 2. 関係法律の一部改正に伴う変更

第72条、第73条、第74条

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成16年法律第124号)の一部改正に伴い、定款第72条内の「土地登記簿上の地積」を「登記地積」に変更し、定款第73条にある「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に変更する。また、定款第74条については、先に定款第72条にて「現在におけるその登記されている地積」を「登記地積」と位置付けたため、「登記地積」に変更する。

### 3. 規定内の語句の整備

第17条・・・「法第10条第2項」を「第10条第2項」に変更(一文字削除)。

第26条・・・「法第18条第1項」を「第18条第1項」に変更(一文字削除)。

# 平成19年度収入支出予算について

## 1. 収入の部

(単位：千円)

科 目	総 予 算 額	本年度予算額	総予算額に対する残額
1. 補助金及び負担金	3,935,000	12,922	3,819,968
2. 保留地処分金	924,000	0	924,000
3. 借入金	496,100	0	496,100
4. 雑収入	1,000	2	994
5. 繰越金	—	8,413	—
計	5,356,100	21,337	5,241,062

## 2. 支出の部

(単位：千円)

科 目	総 予 算 額	本年度予算額	総予算額に対する残額
1. 工事費	1,528,700	0	1,528,700
2. 補償費	2,189,100	0	2,189,100
3. 調査設計費	722,100	11,582	640,640
4. 会議費	7,000	150	5,734
5. 事務所費	159,900	8,700	129,187
6. 償還費	574,100	0	574,100
7. 負担金	164,200	0	164,200
8. 雑支出	11,000	320	9,986
9. 予備費	—	585	—
計	5,356,100	21,337	5,241,062

## ○ 平成19年度事業実施予定について

今年度、組合では、全体の事業計画の変更を目指していくため、行える事業が限られます。そこで、平成18年度に行った路線測量に基づき中通線（大木新町通交差点周辺から国道151号バイパス交差点予定地周辺まで）の工事詳細設計を行います。また、事業計画の見直しに伴い、資金計画を中心とした事業実施計画変更の手続きなどの関係機関との協議も並行して行っていきます。



**【連絡先】** 一宮大木土地区画整理組合事務所 TEL/FAX(0533)93-4911  
(豊川市役所一宮総合支所1階)

担当総代は \_\_\_\_\_ です。